

第25回生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会 会議録

日 時 平成19年7月17日(火)午後6時00分～午後7時30分

場 所 生駒市役所 401・402会議室

出席者(敬称略)

委 員 下村敏博、風間規男、井上正二、奥森茂、南条晴世、春見祥司、
真杉紀久代

山田委員欠席

実施機関 総務課長 堀内秀格、同課防災係長 菅原康夫

事務局 企画財政部長 安井幹雄、文書課長 奥山良海、情報公開室長 堀
本慎一、同室主査 真銅美雪

配付資料 1 レジюме

2 安否情報システムについて

3 審議会への諮問について(センシティブ情報資料)

4 第24回生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会会議録

議 題 1 諮問個第22号 センシティブ情報(要注意個人情報)を収集
することについて(継続審議)

2 諮問情第1号 生駒市情報公開条例の改正について(続き)

(1) 対象公文書の範囲の拡大について

ア 電磁的記録の取り扱いについて(継続審議)

(2) 不開示事項等について

ア 不開示事項の整理

イ 文書不存在の取り扱い

(3) 公益上の理由による裁量的開示について

(4) 存否応答拒否について

3 その他

審議に先立ち、事務局から武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）に基づく安否情報の収集及び提供等に係る事務（以下「安否情報事務」という。）についての報告があった。

【安否情報事務についての報告】

〔事務局概要説明〕

事務局からは安否情報事務の概略について説明させていただき、質疑については担当者（総務課長及び防災係長）が対応させていただく。

国民保護法では、第94条～第96条において、市町村長及び都道府県知事による安否情報の収集、整理及び総務大臣への報告と、総務大臣及び地方公共団体の長による安否情報の照会に対する回答等が義務付けられている。

安否情報の対象者は、国民保護法第94条第1項において「避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民」と定義されており、内容は氏名、生年月日、性別、住所、負傷状況、死亡関連情報、居所及び連絡先などとなっている。また、収集については、市町村が避難所や病院等において本人の同意に基づき収集する。

市町村は収集した安否情報について重複しているものの整理等を行い、都道府県に報告する。都道府県では、各市町村から集まった安否情報について同様の整理等を行った後、消防庁に報告する。消防庁では各都道府県から集まった情報の整理等を行い全国データを作成する。この全国データは、全地方公共団体からの接続が可能となるので、市町村、都道府県及び

消防庁は国民からの照会に対して全国データで確認し、回答を行う。

これらの事務処理を効率的に実施できるように消防庁が開発したものが「武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システム（以下「安否情報システム」という。）である。

市町村は、安否情報システム専用端末を設置し、避難所や病院等から収集した安否情報を入力する。入力されたデータは、総合行政ネットワーク（L G W A N）回線により、消防庁サーバ内の各市町村に割り当てられた専用領域に蓄積される。

市町村は、サーバ内に蓄積されたデータを、安否情報システムにより整理した後、報告の操作を行うと、データは各市町村が属する都道府県の専用領域に報告される。同様に、各都道府県がデータの整理をした後、報告の操作を行うと消防庁の専用領域にデータが報告される。消防庁においてもデータの整理を行った後、共用領域に転送すると全国データが完成する。全国データには、全地方公共団体が接続することができ、提供機能によりデータの検索が可能で、該当するデータがあったときは国民からの照会に対する回答書が作成できる。

安否情報は、L G W A N回線を利用したオンライン結合によって提供等を行うが、L G W A N回線との結合については、平成15年に本運営審議会において審議していただき承認を得ているので、今回、改めて諮問は行わないが、当時、L G W A N回線を利用する個人情報を取り扱う事務の内容が未確定であったので、今回の事務について報告させていただいた。

〔質疑〕

Q 市町村は、住民の安否情報をどのようにして収集するのか。

A 国民保護法で定められた様式の収集用紙を避難所等で配付し、本人に記入していただき回収する。避難所等で収集した安否情報は市役所に集約する。集約する方法は、避難所が小・中学校の場合は市のネットワークに入

っているので、庁内メールを利用することになる。その他の避難所や医療機関、又は庁内メールが利用できないときは、ファックスや電話、職員が直接取りに行く等が考えられる。

収集用紙には、照会に対する回答や公表についての本人の意思を確認できるようになっており、親族や同居者から照会があった場合、知人から照会があった場合、親族や知人以外から照会があった場合または公表することについてと区分して、個人の希望や同意の有無を記入するようになっている。

安否情報の入力に当たっては、市の本庁舎のL G W A N回線に接続した2～3台の専用の端末から入力する。

Q 海外から武力攻撃を受けた事態を想定しているため、市町村が非常に混乱した状態であると考えられ、そのような非常事態に市町村において安否情報を収集するのは可能なのか。むしろ民間企業が行っている災害ダイヤルのようなシステムの方が有効ではないか。

A 国民保護法では、市町村においては、まず、人命の救出や避難の誘導を優先的に行うように規定されており、その後に避難所に住民が集まり、状況が落ち着いた時点で、安否情報を収集することになっている。

国民保護法に基づく安否情報システムは、民間企業が行っている災害ダイヤルなどのシステムを否定するものではなく、それぞれの立場で役割を果たしつつ、その中で行政にしか収集できない情報もあるので、それについて、市町村が補完的な役割を担うというものである。

また、安否情報システムは、国民保護法で想定されている武力攻撃等の事態だけではなく、台風や地震などの自然災害や大規模事故等においても利用されることになると思われる。

Q 災害時等に市のパソコンは利用できるのか。

A 市役所の本庁舎が倒壊していないのであれば、自家発電装置や無停電装

置等があるので、庁舎内では利用可能と考える。ただ、ネットワークが分断される可能性もある。

L G W A N回線も全て大丈夫とは言えないと思うが、利用可能な部分の回線を利用して、安否情報を提供していきたい。

Q 災害対策基本法には、国民保護法の94条～96条のような規定はないのか。

A ない。安否情報については、国民保護法で初めて規定された。

Q 安否情報システムは、全国同時に動き出すのか。

A はい。

Q 安否情報の照会や回答の方法は。

A 消防庁が全国データを作成した後、国民が家族の安否を確認したいと思ったら、まず、自宅のパソコンからインターネットで、家族の安否情報が全国データの中に有るか無いかについてのみ検索できる。

検索した結果、家族の安否情報が全国データの中に存在することが分かったら、自分が住んでいる市町村の役場か都道府県庁に行き、所定の様式に記入し、提出する。市町村役場等では、本人確認をした上で、職員が安否情報システムによりデータを検索し、該当データの内容を回答書として出力し提供する。

他に、電話、ファックス、メールによる照会も可能であり、その場合の本人確認については、住民基本台帳の情報を基に行う。

Q 市町村の段階で、市内の避難所や病院等で収集した安否情報のデータベースを作成し、市民からの照会に回答することは可能なのか。

A 消防庁のサーバ内の市町村の領域に蓄積された安否情報は、「報告」という操作を行わない限り都道府県や国の領域には転送されないため、市の領域内で蓄積されたデータを取り出し、市が独自に加工して利用することは可能である。

Q 病院等で安否情報を収集する場合、重傷者で直接本人から収集できない場合はどうするのか。

A 医療機関等における意識不明等の重傷者の安否情報については、安否情報を公表することにより、家族等がより早く本人を捜し当てることが可能になると判断できることから、本人の同意が取れなくても、医療機関の職員が判る範囲で本人に代わり収集用紙に記入することになると思われる。

Q 作成された安否情報の全国データは、どれくらい保存するのか。

A 永久的に保存するのではなく、国の判断により必要性がなくなれば消去するように聞いている。

1 諮問個第22号 センシティブ情報（要注意個人情報）を収集することについて（継続審議）

〔結論〕

生駒市長と生駒警察署長との間で締結した「暴力団等の介入の排除に関する合意書」により収集する個人情報には、生駒市個人情報保護条例第7条第2項に規定する原則収集が禁止される個人情報（センシティブ情報）が含まれるおそれがあるものの、本合意書の目的には公益性があり、その目的を達成するためには、合意書第1の(1)～(6)に規定されているすべての項目について収集することが、必要不可欠であると認めるものとする。

〔審議経過〕

事務局から以下の補足説明があった。

前回の運営審議会において、合意書に基づき収集する暴力団等の情報がセンシティブ情報かどうかについて疑義が生じたということと、他市において先例がないため慎重に審議するということで継続審議となった。

我が国では、センシティブ情報の定義は確立していないが、一般的には社会的差別の原因となるおそれがある個人情報と考えられているため、他市の条例においても社会情勢や個人の意識の変化に柔軟に対応できるように包括的に規定されている。

生駒市個人情報保護事務の手引では、「社会的差別の原因となるおそれがある情報」の解釈を、「社会生活において一般に知られることにより、特定の個人又はその関係者が社会的に不当な差別を受けるおそれがある情報」としている。

合意書により本市が生駒署から収集することになる個人情報が漏えいした場合、本人や家族等の関係者が社会的に差別を受けるおそれは否定できず、本人が暴力団員である場合については、反社会的な団体に属しているため「不当な」差別に当たらないと思われるものの、家族等の関係者については不当な差別を受けるおそれがあると思われる。

また、生駒署から収集する個人情報の中には、暴力団員でなくなっただけから5年を経過しない者や交友関係がある者等の暴力団員以外の個人情報も含まれているため、センシティブ情報に該当しないとは言い切れない。

このような合意書を締結しているところが他にないかどうかについて再度確認したところ、奈良県内においては、全市町村で本市と同様の合意書を締結していることが判明したため、数市に収集の制限に関する諮問を行ったかどうかを確認したが、諮問を行ったところはなかった。理由としては、センシティブ情報に該当しないと判断したところや該当するかどうかについて検討しなかったところなど様々であった。

また、今回の合意書に関してではないが、橿原市では、平成14年度に建設工事等の契約事務に関して暴力団関係者の情報を警察から収

集する際に諮問を行っていた。

〔質疑〕

Q センシティブ情報であっても、本人の同意があれば収集できるのではないか。

A 本市の条例第7条第2項では、センシティブ情報の収集については、原則禁止とした上で例外的に収集できる場合として、法令等の規定があるときと運営審議会が認めたときに限られおり、実施機関は本人の同意だけでは収集できない。

〔審議〕

次のような意見があった。

本人が暴力団員であるという情報をセンシティブ情報とすることには疑問があるが、合意書に基づき収集することになる個人情報の中には、それ以外の関係者の情報も含まれることから、センシティブ情報でないとは言い切れないのでは。

2 諮問情第1号 生駒市情報公開条例の改正について（続き）

(1) 対象公文書の範囲の拡大について

ア 電磁的記録の取り扱いについて（継続審議）

〔結論〕

電磁的記録の取り扱いについては、法と同様に「電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録」と範囲を拡大することが適当である。

また、開示方法についても、できるだけ開示請求者の希望する方法で開示できるように「その種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法による」とすることが適当である。

〔実施機関説明〕

現行条例においては、電磁的記録について「電子計算機処理に使用される磁気ディスクその他これに類する物」とし、電子計算機処理に使用するものに限定して開示対象としていたため、録音テープやビデオテープなどについては対象外であったが、電磁的記録を公文書の一類型としてとらえ、全ての電磁的記録について対象公文書とした場合、その開示方法等について疑義が生じたため、継続審議となった。

他市の状況について確認したところ、ほとんどの市が条例の本文で開示の方法について「電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う」と規定し、条例の施行規則で詳しく定めるという形式を取っている。

施行規則では、電磁的記録の種別ごとに規定し、録音テープ及びビデオテープについては、実施機関が現に使用している専用機器により再生したものの聴取及び視聴とし、その写しの交付については、録音カセットテープやビデオカセットテープに複写したものの交付としているところが多い。

また、録音テープ及びビデオテープ以外の電磁的記録については、実施機関が現に使用しているプログラム及び専用機器を使用して用紙に出力したものの閲覧とし、写しの交付については、用紙に出力したものの複写やFD、MO、CD-Rに複写したものの交付も認めているところが多い。

録音テープ及びビデオテープの部分開示については、通常、条例で部分開示しなければならないのは、不開示部分を容易にかつ請求の趣旨が損なわれない程度に分離できるときと規定されているため、録音テープやビデオテープの不開示部分だけを除くという処理が「容易に」できるかどうかのポイントになる。「容易に」の解釈は、過剰な費用や時間を要さず、また、物理的に著しい困難を伴わないということなので、録音テープ等の部分開示に係る処理は、現状では、通常業務で使用している機器では行えず、

技術的に困難なため「容易に」とは言えないと解釈し、部分開示は行わずに不開示にしているところが多い。

〔 質疑 〕

Q 今回の条例改正において部分開示の規定を改正する予定はないのか。

A 予定していない。

〔 審議 〕

各委員からの意見は特になかった。

議題 2 (1)までの審議で、終了予定時間となったため、議題 2 (2)以降については、次回の審議となった。

3 その他

日程の確認について

次回の審議会は、8月20日(月)午後6時からとする。

会議録について

会議録及び答申については、「案」が出来次第、各委員に送付するので確認していただきたい。